

訪問リハビリテーション料金表

令和3年4月1日現在

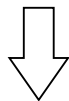
各務原市の地域区分が7級地となるため、1単位=10.17円となります。

訪問リハビリテーションの自己負担額

算定項目	単位数	負担割合	自己負担額	内容の説明
(1) 訪問リハビリテーション費 ／1回(20分)※	307単位	1割負担	約313円	訪問リハビリテーションを受けた場合の基本額として算定されます。
		2割負担	約625円	
		3割負担	約937円	
※令和3年9月末まで、上記基本単価に0.1%が上乗せされます。				
(2) 移行支援加算／日	17単位	1割負担	約18円	日常生活動作の向上により社会参加に移行できるよう取り組んでいる施設で算定されます。
		2割負担	約35円	
		3割負担	約52円	
(3) サービス提供体制 強化加算(I) ／1回(20分)※	6単位	1割負担	約7円	勤続7年以上のリハビリスタッフが在籍している体制が整っていることで加算されます。
		2割負担	約13円	
		3割負担	約19円	
(4) 短期集中リハビリテーション 実施加算／日	200単位	1割負担	約204円	退院(退所)日又は認定日から起算して3月以内の期間に、週に概ね2回のサービス提供を受けた場合に加算されます。
		2割負担	約407円	
		3割負担	約611円	
(5) リハビリテーション マネジメント加算(A)ロ／月	213単位	1割負担	約217円	3ヶ月に1回リハビリ会議を開催し、リハビリ計画の見直しを行います。また、リハビリテーション計画書等の情報を厚生労働省に提出し、フィードバック情報を活用していることで算定されます。
		2割負担	約434円	
		3割負担	約650円	
(6) リハビリテーション マネジメント加算(B)ロ／月	483単位	1割負担	約492円	上記「リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ」に加え、リハビリ計画について医師が利用者又は家族に対し説明し、同意を得た場合に加算されます。※マネジメント加算は(A)or(B)どちらかの算定になります。
		2割負担	約983円	
		3割負担	約1474円	

利用者負担金の計算方法	(1)(2)(3)(4)+(5)or(6)の計算による 1ヶ月のサービス合計金額
-------------	---

※ 連続して40分以上、訪問リハビリテーションを受けられた場合



1回20分 × 2回分 となり、

(1) が2回分の614単位となります。

上記単位数×10.17したものが1回の利用金額となりますが、1月の利用回数により、実際の請求額とは誤差が生じる可能性があります。

介護予防訪問リハビリテーション料金表

令和3年4月1日現在

各務原市の地域区分が7級地となるため、1単位＝10.17円となります。

介護予防訪問リハビリテーションの自己負担額

算定項目	単位数	負担割合	自己負担額	内容の説明
(1) 介護予防 訪問リハビリテーション費 ／1回(20分)※	307単位	1割負担	約313円	訪問リハビリテーションを受けた場合の基本額として算定されます。
		2割負担	約625円	
		※令和3年9月末まで、上記基本単価に0.1%が上乘せされます。	3割負担	
(2) サービス提供体制 強化加算(I) ／1回(20分)※	6単位	1割負担	約7円	勤続7年以上のリハビリスタッフが在籍している体制が整っていることで加算されます。
		2割負担	約13円	
		3割負担	約19円	
(3) 12月超減算 ／1回(20分)※	-5単位	1割負担	約-5円	契約してから1年以上利用を継続されている方が減算対象となります。 (令和3年4月1日から起算)
		2割負担	約-10円	
		3割負担	約-15円	
(4) 介護予防短期集中リハビリ テーション実施加算／日	200単位	1割負担	約204円	退院(退所)日又は認定日から起算して3月以内の期間に、週に概ね2回のサービス提供を受けた場合に加算されます。
		2割負担	約407円	
		3割負担	約611円	

利用者負担金の計算方法	(1)(2)(3)(4)の計算による 1ヶ月のサービス合計金額
-------------	------------------------------------

※ 連続して40分以上、訪問リハビリテーションを受けられた場合



1回20分 × 2回分 となり、

(1) が2回分の614単位となります。

上記単位数×10.17したものが1回の利用金額となりますが、1月の利用回数により、実際の請求額とは誤差が生じる可能性があります。